

令和3年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

知事公室

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
広報課	新型コロナウイルス感染症対策車内広告放送業務委託(8/28~9/12)	車内広告放送業務	令和3年8月28日 ~ 令和3年9月12日	株式会社JR西日本コミュニケーションズ	5,209,600	当該相手方は、JR車内広告事業を展開する唯一の事業者であるため。	2	3イ
広報課	新型コロナウイルス感染症対策車内広告放送業務委託(9/13~9/30)	車内広告放送業務	令和3年9月13日 ~ 令和3年9月30日	株式会社JR西日本コミュニケーションズ	5,387,800	当該相手方は、JR車内広告事業を展開する唯一の事業者であるため。	2	3イ